

安全運転管理者選任事業者の皆様へ

道路交通法施行規則の一部を改正する規則（令和3年内閣府令第68号）に規定する「**検知器を用いた酒気帯び確認を義務付ける規定**」は、これまで、十分な数の検知器が市場に流通していないことから、**当分の間、適用しないこと**とされていましたが、警察庁では、検知器の普及状況調査の結果やパブリックコメント（令和5年6月9日から同年7月8日までの間に実施）の結果を踏まえ、

令和5年12月1日から、検知器使用義務化規定を適用

することに決定しました。

どうか、検知器を用いた酒気帯び確認の重要性をご理解いただき、スムーズな制度の開始に向けて、次の点にご協力をお願いいたします。

【令和5年8月21日作成現在】



◎ 検知器の早期入手

改正規定の適用前の段階でも、できるだけ早期に検知器の入手に努めていただき、改正に備えていただくようお願いします。

また、既に検知器を入手することができた事業所におかれましては、これを用いた酒気帯び確認を行うことにより、飲酒運転の防止を図ってくださいますようお願いします。

◎ 必要な検知器数の整備

警察庁が、令和5年2月から3月にかけて実施された安全運転管理者等講習の会場で実施したアンケートによれば、検知器を入手済みと回答した事業所の中からも、1台の検知器を多数の人数で共有している状況にあるという回答が寄せられました。

各事業所の安全運転管理の実情に応じた、検知器の必要数に不足がある場合には、追加入手を進めていただき、必要数の整備をお願いいたします。



お問い合わせ先

● 福井県警察本部交通企画課 電話 0776-22-2880

(内線5052、5053)